

アイヌ民族が地域の河川でサケを捕獲するのは先住民に認められた先住権で、これを禁止する法や道規制は適用されないことを確認する裁判が札幌地裁で進んでいる。

第三回口頭弁論が行われた三月四日、進展があった。札幌地裁が国と道に対して、アイヌが江戸時代以前に漁業権を有していたか、またそれを不当に奪ったかなどの歴史経緯についての認否を促した。道や国は「法的根拠がない」の一点張りであらゆる認否を避けていた。次回期日は、国と道の認識が問われる重要な局面になる。

裁判は、浦幌町のアイヌ団体「ラポロアイヌネイション」が原告。原告は浦幌十勝川の周辺に江戸時代から存在した地域集団（コタン）の子孫で、コタンは明治政府が漁猟権を侵害するまで日常的にサケ漁をする漁猟権を持っており、子孫がその権利を継承していると主張している。サケ捕獲の権利が正当性なく違法に奪われたことを立証するという。サケ捕獲権を求める目的は生活の基盤としてサケ漁をするため。原告の代理人弁護士は「国や道のアイヌ民族施策は」福祉予算が中心。自立できないと政府を頼り、それが差別にもつながる」と解説する。

◇ ◇  
一方の国と道は「集団サケ捕獲権を認める義務は存在しない」「漁業権を認める法

## 権利回復の道筋

的根拠は存在しない」と主張し棄却を求めた。現行の国内法に法的根拠がないとし、原告が主張する過去の経緯については「認否に問わず」として触れることを避けたのだ。

それに対し原告は「現行法での根拠を求める主張は、国際的理解・認識とかけ離れた被告ら独自の特異な見解」と批判する。国連先住民族の権利宣言で認められた先住

権は、先住民族に固有の権利で「先住民族として認められた時点で様々な権利が認識される」ことが国際的理解という。

原告は、憲法で保障された基本的人権を挙げ「固有の権利」を解説する。基本的人権は憲法によつて初めて認められる権利ではない。憲法以前に成立していた、人間であることで認められるはずの権利を憲法が法的な権利として確認し擁護するものであり、「人間の尊厳にとつて必要不可欠であれば、憲法に規定されていなくても法的保護が認められる権利。これを固有の権利と称する」。

その上で、先住権は先住民族に固有の権利であるので、基本的人権同様、法令や国によつて与えられるものではないとする。

各国の先住民施策も合わせて例示し、国と道の法令上の根拠を求める主張を「国際的理解とかけ離れた主張」と批判する。

このやりとりを経て、地裁は被告に対し「サケの捕獲権が」法律に定められていな

いからと言って直ちに権利がないとは言えない。認否できるものはしてもらう」と国と道に歴史的な経緯も含めた認否を促した。国や道はこれまで、アイヌに対する同化施策の誤りは一定認めながらも、その侵略の経緯や違法性には触れてこなかった。両者の認識が示される次回期日は六月一日だ。

◇ ◇  
三月十七日（執筆時は同一二日）には、札幌地裁で別の注目裁判の判決が言い渡される。同性カップルの結婚を国が認めないのは「憲法違反」として、道内の同性カップル三組六人が国に損害賠償を求めた訴訟だ。同様の訴訟は全国で一斉に提訴されたが、札幌地裁が初めての司法判断となる。

最終弁論で原告側が「婚姻は男女間の関係だけと考える合理性は失われている」と述べたように、性的マイノリティを取り巻く社会的認識も変化している。違憲性を認めるかは厳しい情勢だが、同性婚を認める法整備をしてこなかった立法不作為への言及はあるのでは、と関係者の期待は高まる。

先住民族に性的マイノリティ——。日本の社会がこれまで奪い、認めてこなかった少数派の権利や尊厳の回復に向けた法的道筋をどうつけていくのか。日本社会が問われる場面が続く。

△限▽